

09業務提携・垂直的制限

(入口・本体)

独禁法の講義2022_10k

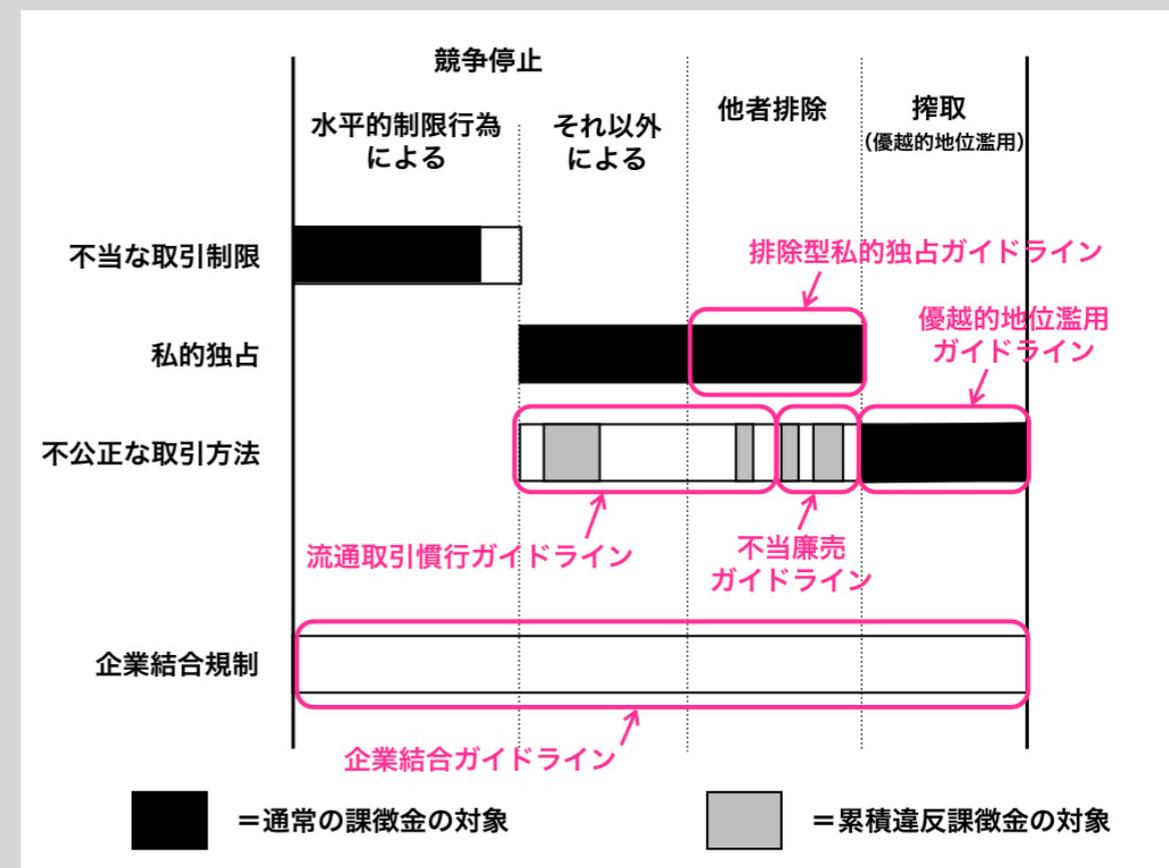
~~独禁法オンデマンド講義2022~~

入口



3

このユニットの位置付け



	原則違反	原則違反でない
水平	ハードコアカルテル	業務提携など非ハードコア
垂直	価格制限行為	非価格 制限行為

4

9k125-127

10k 126-131

- * 業務提携など非ハードコアカルテル

10kで記述をかなり増強

5

9k128-139

10k132-143

* 1巡目では不要

6

9k139-154

10k143-159

- * 確認 ¹⁴³⁻¹⁴⁴ 139-140 垂直的制限行為とは
- * 不要 ¹⁴⁴⁻¹⁴⁵ 140-141 私的独占と不公正な取引方法
- * 重要 ¹⁴⁵⁻¹⁵⁵ 141-151 行為要件と弊害要件
- * ¹⁵⁴⁻¹⁵⁵ 143-145 は、後回しでよい
- * 不要 ¹⁵⁶⁻¹⁵⁹ 151-154 不公正な取引方法の条文の詳細
- * 153-154 著作物再販適用除外は知識として
¹⁵⁸⁻¹⁵⁹

本体

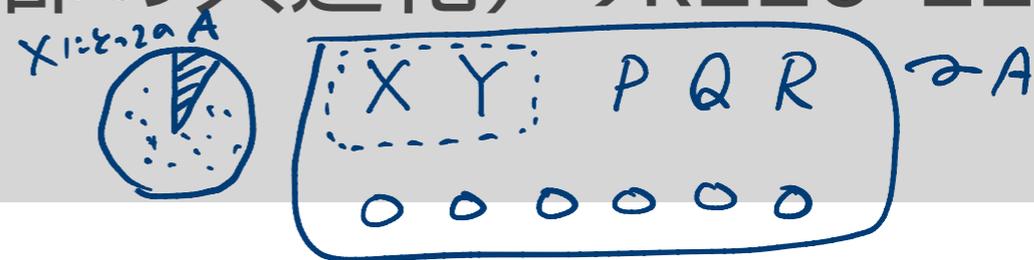
業務提携など非ハードコア 125-127

10k126-131

* 情報交換 9k127 10k130-131

* 業務提携（事業の一部の共通化） 9k126-127 10k127-130

* H26相8



(2) 本件は、競合する加工製品Aメーカー2社の間において、X社が、製造設備を削減し、Y社から削減分のOEM供給を受けるものであるが、

- ① 我が国の加工製品Aの販売数量における2社の合算シェアは約20パーセントであり、他に多数の有力な競争事業者が存在すること
- ② X社の加工製品Aの販売数量に占めるOEM供給量の割合は約10パーセントであり、製造コストの共通化による影響は小さいこと
- ③ 2社は、本件取組後もそれぞれ独自に加工製品Aを販売し、互いに販売価格、販売数量、販売先等には一切関与しないこと
- ④ 本件取組は、2社の製造の効率化を図り、製造コストの削減効果を有すること

から、我が国の加工製品Aの製造販売分野における競争を実質的に制限するものではなく、独占禁止法上問題となるものではない。

9k73 10k73-74

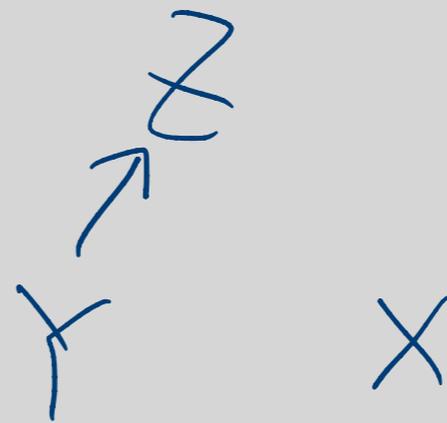
垂直的制限行為とは 9k139-140

10k143-144

- * 競争関係にない者（典型的には取引関係にある者）を拘束する行為
- * 他者排除の観点から規制する場合については「他者排除行為」に吸収させて解説



○ ○ ○



○ ○ ○

- * 「支配」「拘束」「制限」
- * 相手方の意思決定に制約を加える
- * 態様
 - * 流通取引慣行G第1部第1の2 PDF10-12

10k 149-152

* 「原則違反」

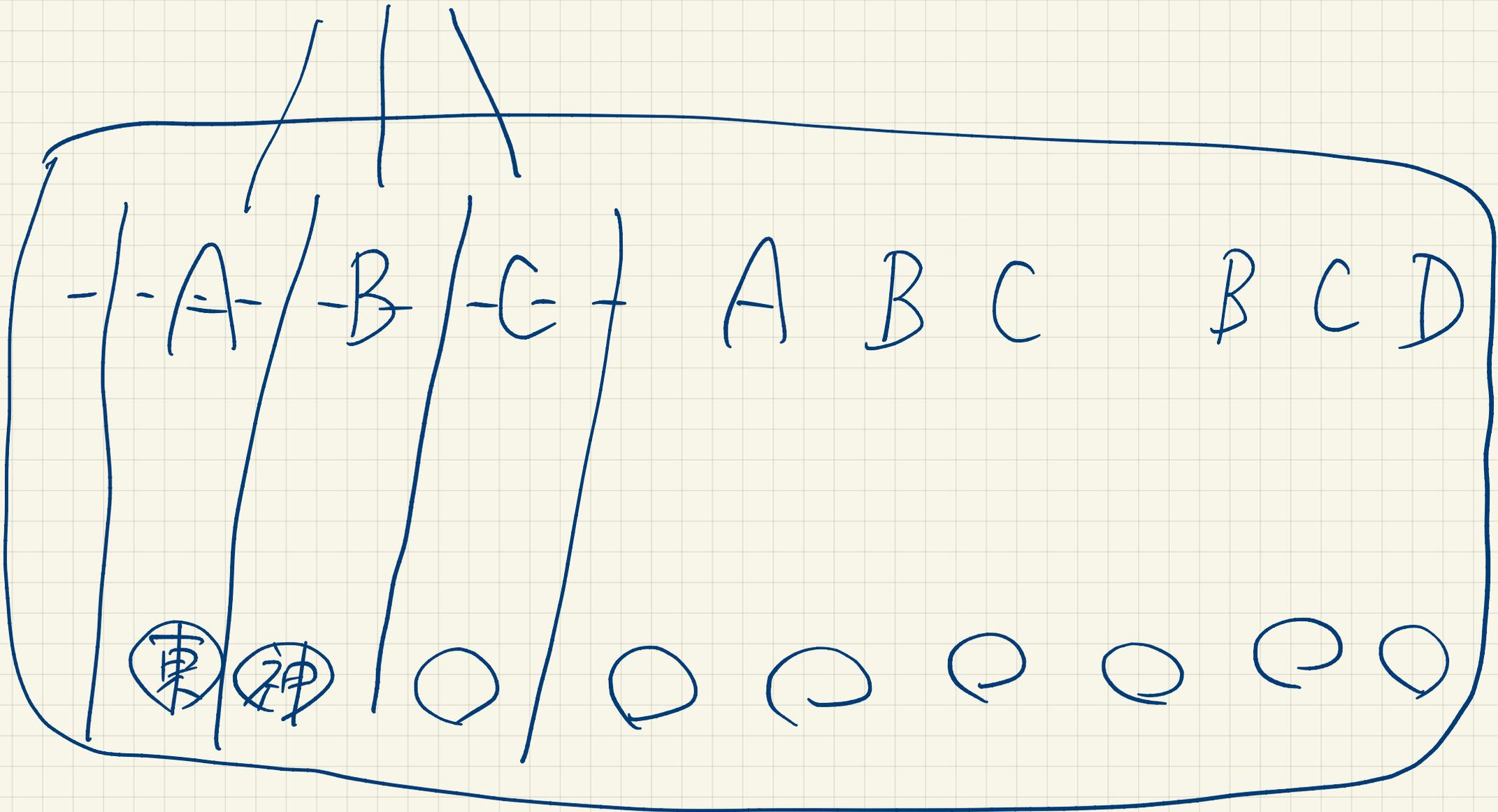
* 多くの場合は

- ▶ 「価格維持効果」 (後出) があり、
- ▶ 正当化理由がない

S

T

U



- * 「価格維持効果」があり、正当化理由がない
- * 「価格維持効果」の基準と考慮要素 9k148
 - * ブランド間競争とブランド内競争
- * 販売地域に関する制限
 - * 種々分類しているが結局は同じ
 - * 「地域外顧客への受動的販売の制限」
- * 選択的流通
- * 同等性条件（MFN条項）
- * 非係争条項

H₁

H₂

H₃

